



# 山形県公報

平成19年10月9日(火)  
第1882号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する  
 条例施行規則.....(税 政 課)...1325  
 山形県道路占用規則の一部を改正する規則.....(道 路 課)...1331

### 告 示

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...1332  
 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の  
 変更.....( 同 )... 同  
 土地改良区の役員の就任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...1333

### 公 告

一般競争入札の公告.....(管 財 課)...1334  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)... 同  
 一般競争入札の公告.....(教育委員会)...1335

## 規 則

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第100号

#### 山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則

#### ( 趣 旨 )

第1条 この規則は、山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例(平成19年10月県条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### ( 委 任 )

第2条 条例第2条の規定による不動産取得税の課税免除に関する事務は、総合支庁長に委任する。

#### ( 課 税 免 除 申 請 書 )

第3条 条例第3条に規定する申請書は、別記様式第1号によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

#### (1) 条例第3条第1号に掲げる者

イ 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の写し並びに同法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類

ロ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定するもの(以下「対象施設」という。)の所在する事業所全体の平面見取図

ハ 対象施設の所在する事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

ニ その他知事が必要と認める書類

## (2) 条例第3条第2号に掲げる者

イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書（同条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）に添付すべきこととされている減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の写し

ロ 前号ロから二までに規定する書類

（課税免除の適用があるべき旨の申告）

第4条 対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地（その敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）を取得した者で、当該家屋又はその敷地である土地に係る不動産取得税の課税免除を受けようとするものは、当該取得に対して課される不動産取得税について条例第2条の規定による課税免除の適用があるべき旨の申告書（別記様式第2号）を山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第74条第1項に規定する不動産取得税納税義務発生申告書を提出する際に知事に提出しなければならない。

（課税免除の決定）

第5条 知事は、条例第3条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、課税免除を決定したときは、課税免除決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により課税免除を決定した後において、当該課税免除の決定に係る申請書及び当該申請書の添付書類に記載されている事項が調査したところと異なることを発見した場合は、当該課税免除の決定の全部又は一部を取り消すとともに、課税免除取消通知書（別記様式第4号）によりその旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（書類の提出）

第6条 条例及びこの規則の規定により提出する書類は、第4条に規定するものを除き、正副2部とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（課税免除の適用があるべき旨の申告書等の提出期限の特例）

2 第4条の規定により定められた課税免除の適用があるべき旨の申告書の提出期限がこの規則の施行の日以前である場合においては、当該申告書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、同日から起算して10日以内とする。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表総合支庁長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

11 山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則に基づく次の事項  
(1) 第2条の規定による次の事項

イ 山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例第2条の規定による不動産取得税の課税免除に関すること

別記  
様式第1号

|                                                                                                     |                   |      |         |          |                       |           |                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|---------|----------|-----------------------|-----------|---------------------|
|                    | 不動産取得税課税免除申請書     |      |         |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     |                   |      |         |          |                       |           | 年 月 日               |
| 山形県何総合支庁長 殿                                                                                         |                   |      |         |          |                       |           |                     |
| 申 請 者                                                                                               |                   |      |         |          |                       |           |                     |
| 住（居）所又は所在地                                                                                          |                   |      |         |          |                       |           |                     |
| 氏名又は名称及び代表者氏名                                                                                       |                   |      |         |          |                       |           | 印                   |
| 電話                                                                                                  |                   |      |         |          |                       |           |                     |
| 山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例第2条の規定により、次のとおり不動産取得税の全部又は一部の課税免除を申請します。                        |                   |      |         |          |                       |           |                     |
| 課税免除を受けようとする家屋                                                                                      | 所在地               | 家屋番号 | 種類構造    | 床面積<br>㎡ | 取<br>年<br>月<br>日<br>得 | 取得価額<br>円 | 建設着手<br>年<br>月<br>日 |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           | .                   |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           | .                   |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           | .                   |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           | .                   |
| 同上の家屋の敷地である土地                                                                                       | 所在地               | 地番   | 地目      | 積<br>㎡   | 取得年月日                 | 取得価額<br>円 |                     |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           |                     |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           |                     |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           |                     |
|                                                                                                     |                   |      |         | .        | .                     |           |                     |
| 設置した対象施設に係る事業の種類並びに当該施設を設ける事業所の所在地及び事業の属する業種名<br>事業所の名称<br>所在地及び電話番号<br>この申請に回答する係及び氏名<br>事業の用に供した日 | 事業の属する業種名         |      |         |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | 事業所の名称            |      |         |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | ( )               |      |         |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | この申請に回答する係及び氏名    |      |         |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | 事業の用に供した日         |      |         |          |                       | 年 月 日     | 事業年度                |
| 設置した対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額                                            | 種 類               |      | 取 得 価 額 |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | 家 屋               |      | 円       |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | 構 築 物             |      | 円       |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | 上記家屋又は構築物の敷地である土地 |      | 円       |          |                       |           |                     |
|                                                                                                     | 合 計               |      | 円       |          |                       |           |                     |

- （注）
- 1 この申請書は、設置した対象施設ごとに作成すること。
  - 2 「住（居）所又は所在地」の欄には、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を記載すること。
  - 3 この申請書を提出する場合は、次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 個人にあっては所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の写し並びに減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類、法人にあっては法人税の申告書に添付する減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の写し
    - (2) 対象施設の所在する事業所全体の平面見取図（土地及び家屋の取得部分並びに取得年月日（家屋については、事業の用に供した日を含む。）を明示したもの）
    - (3) 対象施設の所在する事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
    - (4) その他知事が必要と認める書類

様式第2号

受付印
山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例第2条の適用があるべき旨の申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

取 得 者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申告します。

| 課税免除を受けようとする家屋 | 所在地 | 家屋番号 | 種類構造 | 床面積              | 取 得 日 | 取得価額 | 建設着手日 |
|----------------|-----|------|------|------------------|-------|------|-------|
|                |     |      |      | . m <sup>2</sup> | . .   | 円    | . .   |
|                |     |      |      | .                | . .   |      | . .   |
|                |     |      |      | .                | . .   |      | . .   |
|                |     |      |      | .                | . .   |      | . .   |
|                |     |      |      | .                | . .   |      | . .   |

| 同上の家屋の敷地である土地 | 所在地 | 地番 | 地目 | 積                | 取得年月日 | 取得価額 |
|---------------|-----|----|----|------------------|-------|------|
|               |     |    |    | . m <sup>2</sup> | . .   | 円    |
|               |     |    |    | .                | . .   |      |
|               |     |    |    | .                | . .   |      |
|               |     |    |    | .                | . .   |      |
|               |     |    |    | .                | . .   |      |

|                                                                      |                   |           |      |                 |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------|------|-----------------|--|--|--|
| 設置しようとする（した）対象施設（た）に設置する（た）施設の種類に該当する名称等                             | 事業の属する業種名         |           |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | 事業所の名称            |           |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | 所在地及び電話番号         | ( )       |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | この申告に回答する係及び氏名    |           |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | 事業の用に供する日         | 年 月 日     | 事業年度 | 月 日 から<br>月 日まで |  |  |  |
| 設置しようとする（した）対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得（予定）価額 | 種 類               | 取得（予定）価 額 |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | 家 屋               | 円         |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | 構 築 物             | 円         |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | 上記家屋又は構築物の敷地である土地 | 円         |      |                 |  |  |  |
|                                                                      | 合 計               | 円         |      |                 |  |  |  |

- (注) 1 この申告書は、設置しようとする（した）対象施設ごとに作成し、当該対象施設の所在地を所管する総合支庁長に不動産取得税の納税義務発生申告書を提出する際に提出すること。
- 2 「住（居）所又は所在地」の欄には、この申告書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を記載すること。

様式第3号

不動産取得税の課税免除決定通知書

第 号  
年 月 日

申 請 者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長 印

年 月 日付けで申請ありました不動産取得税の課税免除について、次のとおり決定しましたから、山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

| 年 度       | 年度 | 決 定 の 理 由 |
|-----------|----|-----------|
| 課 税 標 準 額 | 円  |           |
| 税 額       | 円  |           |
| 課税免除した税額  | 円  |           |
| 納付すべき税額   | 円  |           |
| 摘 要       |    |           |

## 様式第4号

## 不動産取得税の課税免除取消通知書

第 号  
年 月 日

## 納 税 者

住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長 印

年 月 日付けで決定しました課税免除を次のとおり取り消しますから、山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 年度又は事業年度           |   |
| 課税免除した税額           | 円 |
| 同上のうち課税免除の取消しをする税額 | 円 |
| 取消しをする理由           |   |
| 摘 要                |   |

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第101号

## 山形県道路占用規則の一部を改正する規則

山形県道路占用規則（昭和30年8月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第5号」を「第4号」に改め、同条第2項第1号中「第3条第5号」を「第3条第4号」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第908号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町2番2号 | 就労継続B型事業所あけぼの<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 就 労 継 続 支 援 | 平成19. 9.25 |

## 山形県告示第909号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地          |                    | 障害福祉サービスの種類            | 変更年月日      |
|----------------------------------|----------------------|--------------------|------------------------|------------|
|                                  | 変更前                  | 変更後                |                        |            |
| 株式会社 ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター<br>酒田みずほ  | ニチイケアセンター<br>酒田みずほ | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成19. 4. 1 |
|                                  | 酒田市亀ヶ崎三丁目5番地55号      |                    |                        |            |
| 株式会社 ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター<br>鶴岡     | ニチイケアセンター<br>鶴岡    | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同          |
|                                  | 鶴岡市若葉町23番38号         |                    |                        |            |
| 株式会社 ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター<br>鶴岡みさき  | ニチイケアセンター<br>鶴岡みさき | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同          |
|                                  | 鶴岡市美咲町7番16号          |                    |                        |            |
| 株式会社 ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター<br>酒田     | ニチイケアセンター<br>酒田    | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同          |
|                                  | 酒田市中町一丁目13番15号本立ビル一階 |                    |                        |            |
| 株式会社 ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター<br>こあら    | ニチイケアセンター<br>こあら   | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同          |
|                                  | 酒田市こあら二丁目5番2号        |                    |                        |            |
| 株式会社 ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | アイリスケアセンター<br>東泉     | ニチイケアセンター<br>東泉    | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同          |
|                                  | 酒田市東泉五丁目8番10号        |                    |                        |            |

|                |                 |                 |                                   |        |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|--------|
| 特定非営利活動法人あらた   | ヘルパーステーションあらた   |                 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護<br>行 動 援 護 | 同 9. 1 |
| 酒田市北新町一丁目1番43号 | 酒田市船場町一丁目7番30号  | 酒田市東町一丁目15番地の25 |                                   |        |
| 特定非営利活動法人あらた   | 児童デイサービスそよ風クラブ  |                 | 児童デイサービス                          | 同      |
| 酒田市北新町一丁目1番43号 | 酒田市船場町一丁目7番30号  | 酒田市東町一丁目15番地の25 |                                   |        |
| 特定非営利活動法人あらた   | 障がい者サポートセンターあらた |                 | 就 労 継 続 支 援<br>生 活 介 護            | 同      |
| 酒田市北新町一丁目1番43号 | 酒田市高砂二丁目2番36号   | 酒田市東町一丁目15番地の25 |                                   |        |

山形県告示第910号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、若木土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 木 嶋 幸 造   | 東根市大字野川2615番地    |
| 同        | 清 野 忠     | 同 1404番地         |
| 同        | 松 田 隆 一 郎 | 同 中島通り一丁目18号     |
| 同        | 武 田 正 春   | 同 神町営団南通り39号     |
| 同        | 佐 直 栄 二   | 同 若木通り四丁目59号     |
| 同        | 垂 石 健 一   | 同 大字荷口26番地       |
| 同        | 高 嶋 忠 康   | 同 羽入165番地        |
| 同        | 植 松 久     | 同 1886番地の1       |
| 同        | 黄 木 則 男   | 天童市大字大清水938番地の18 |
| 同        | 阿 部 幸 義   | 同 川原子1561番地      |
| 監 事      | 武 田 誠 一   | 東根市神町東一丁目7番45号   |
| 同        | 寒 河 江 一 浩 | 同 大字羽入192番地      |
| 同        | 原 田 洸 一 郎 | 天童市大字川原子2979番地の1 |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                     | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 物 件                                                  | 予 定 価 格      |
|-------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------|
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 講堂 | 平成19年11月6日(火)<br>午前10時30分 | 山形市松見町4番1、同4番2<br>宅地<br>(実測)3,249.06平方メートル<br>(公簿)3,248.62平方メートル | 207,800,000円 |

### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                                                  | 場 所                         | 日 時                        |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 山形市松見町4番1、同4番2<br>宅地<br>(実測)3,249.06平方メートル<br>(公簿)3,248.62平方メートル | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 202会議室 | 平成19年10月22日(月)<br>午前10時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 申請のあった年月日

平成19年9月19日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名称

特定非営利活動法人 上山アルペンクラブ

- (2) 代表者の氏名

富田 政利

- (3) 主たる事務所の所在地  
上山市中山2833番地

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、ウィンタースポーツ・アウトドアスポーツの普及・啓発を目的としたイベント及び講習会の企画・開催、競技者及び指導者の育成に関する事業等を行い、競技力の向上とスポーツの振興、並びに子どもの健全育成を図り広く公益に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年10月9日

山形県立村山農業高等学校長 伊藤 秀 昭

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山農業高等学校 応接室  
(2) 日 時 平成19年10月30日（火） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 54,000リットル  
(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る  
(3) 契約期間及び納入方法 平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。  
(4) 納入場所 村山市楯岡北町一丁目3番1号 山形県立村山農業高等学校  
(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。  
(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。  
(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
村山市楯岡北町一丁目3番1号  
山形県立村山農業高等学校事務室 電話番号0237(55)2538  
(2) 入札説明書の交付場所等 山形県立村山農業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成19年10月19日までに山

形県立村山農業高等学校事務室に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。